

令和7年度第1回集団指導 参加者アンケート【質疑応答】

Q 5. 今回の集団指導の内容「令和7年度指導方針及び重点項目について」で質問はありますか。	
1	Q. 運営指導の標準確認項目等の一覧に、「個別援助計画（利用者及び家族の署名、捺印）」という項目がありました。捺印は必要でしょうか？ A：捺印は必須ではありません。事業所の判断により捺印を徴している事業所もあるため、こういった表記となっています。
2	Q. 感染症等対策についての研修と訓練は、業務継続計画（BCP）の感染症の研修と訓練を兼ねて行っています。感染症等対策、BCPの感染症の研修・訓練をそれぞれ実施したと解釈できますか。 A：それぞれに必要とされることを満たす内容であれば、兼ねて実施して構いません。感染症等対策は予防を含めた感染症等それ自体に対する対策でありBCPはリスク発生後に通常業務をどのように継続するかの計画である点に留意して実施してください。
Q 6. 内容「令和6年度 介護報酬改定における経過措置について、他」で質問はありますか。	
3	Q：オンライン申請のためには事業所ごとに必ず「GビズID」の取得が必要ですか？ A：オンライン申請には「GビズID」は不要です。
4	Q：電子申請届出システムの「GビズID」が法人に1つの認識ですが、事業所ごとに取得可能か。 A：「GビズID」は、複数の事業所を持つ法人の場合、事業所ごとにアカウントを使い分けることができます。具体的には、法人の代表者は「GビズIDプライム」アカウントを取得し、各事業所は「GビズIDメンバー」アカウントを取得します。これにより、各事業所が個別に電子申請などを行うことが可能になります。詳しくは、GビズIDの公式サイト（https://gbiz-id.go.jp/top/）もご確認ください。
5	Q：令和6年3月31日までに業務継続計画（BCP）を作成していたとしても、伊賀市に変更届書を提出していないと減算されますか？ A：業務継続計画（BCP）作成後は、伊賀市に変更届とあわせて体制届を提出してください。届出書類が提出されるまでは、介護報酬が減算の取り扱いとなります。なお、作成したBCPは伊賀市に提出する必要はありませんが、運営指導の際には内容を確認させていただきます。
6	Q：協力医療機関との連携体制の構築は、令和9年3月31日までに1回行えばいいですか。 A：連携体制の構築は「イ. 1年に1回以上・・・」のことを言われていると思いますが、これについては経過措置期間はありません。経過措置が設けられているのは、特養（地域密着含む）・老健・医療院において定める協力医療機関が、以下の①②③の要件をすべて満たすことを義務付けられることに対し、令和9年3月31日まで経過措置となっているものです。（GHは以下の①②を満たすことが努力義務となっています） ①病状急変時の相談対応体制の常時確保 ②診療体制の常時確保 ③病状急変時の入院体制の確保
7	Q：書面掲示規制の見直しにおいて、ホームページに掲載しているのは重要事項説明書ですが、他に掲載しなければならない書類はありますか。 A：運営規程も合わせて掲示をお願いいたします。
8	Q：「オンライン申請」は令和5年から導入されていますが、どれくらい浸透していますか？ また「電子申請届出システム」の利用に際し、GビズIDの申請など、導入までにどれだけの時間を要しますか？ A：「オンライン申請」については、介護保険関係手続きにおいて、現状、年間数件程度の利用にとどまっております。まだまだ利用促進の啓発が必要などと考えています。 「電子申請届出システム」で必要とされるGビズIDの取得は、審査にもよりますが2週間～1か月程度かかる場合があるようですので、早めの手続きをお願いいたします。

Q 6. 内容「令和6年度介護報酬改定における経過措置について、他」で質問はありますか。	
9	Q：身体拘束の適正化について、一覧より居宅介護支援は対象ではないが、重要事項説明書への記載や処遇の中で必要性があると把握している。どのような形で体制を整えればよいのか詳しく知りたい。
	A：身体拘束の適正化としては、入所・居住系サービスにおいて、以下の「記録」「委員会の開催」「指針の整備」「研修の実施」の4点についての取り組み・体制整備が義務化されており、対応できていなければ減算となります。なお、他のサービスでは下記の①が義務化されています。 ①身体拘束などを実施する場合には、必要な記録を残す ②身体拘束適正化検討委員会を1年に1回以上開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る ③身体拘束などの適正化のための指針を整備する ④身体拘束などの適正化のための研修を1年に1回以上実施する
Q 7. 内容「高齢者虐待について」で質問はありますか	
10	Q：管理者の立場として虐待通報した専門職に対するアフターフォローについても詳しく聴きたい。
	A：①専門職が個人で通報したのであれば、それを管理者に報告する義務はありません。②研修でお伝えしましたとおり職場で協議し通報したのであれば、専門職ひとりの課題ではなく職場全体での取組みをお願いします。例えば家族との面談や虐待をされている高齢者に対してのフォローなどについても、役割分担を検討していただければと思います。
11	Q：虐待の通報があった場合、内容を各事業所に共有されるのでしょうか？また、是正をどのように行うのか？虐待通報があった、事業所に対する措置などお聞かせください。
	A：①養護者による虐待通報があった場合、調査方針によっては利用されている事業所に聞き取り調査を実施する場合がありますのでご協力をお願いいたします。虐待内容によって方針は変わりますので、すべての場合で調査がはいるとは限りません。②従事者による虐待通報があった場合は当該事業所のみ通知し、調査協力を依頼します。
12	Q：家族からの虐待されている可能性のあるご利用者様についての記録は準備をしておいた方がよろしいのでしょうか？
	A：虐待対応において詳細な記録や情報があれば、より適切な対応や養護者支援が可能となりますので、記録をご準備いただければ幸いです。
13	Q：夜間・休日は守衛室に詳細を伝えたら良いのでしょうか？
	A：守衛に「高齢者虐待の通報をしたいので、地域包括支援センターと連絡がとりたい」とお伝えください。地域包括支援センター職員から折り返し連絡いたします。説明が不十分で申し訳ありませんでした。
14	Q：高齢者虐待防止法には罰則規定がありますが、具体的な内容や事例があれば紹介してほしい。
	A：高齢者虐待防止法第29条及び第30条に罰則規定が定められていますが、伊賀市において適用した事例はありません。
15	Q：「こんなことも虐待にあたる、他の事業所はこんな風に対応していた」等、保険者にしか集まらないような情報が聞きたい。
	A：事例をアンケートの回答で記載することは控えさせていただきますが、時間が許す限り研修会などの機会に事例を紹介していきます。
Q 8. 今後の当市の指導監督業務について、ご意見ご要望があればお聞かせください。	
16	Q：提出する資料を減らすことはできませんか？
	A：厚労省の標準化文書基準に従って確認書類を提示しており、減らすことはできません。事業所様の負担軽減のため、事前提出書類と位置付けている運営規程・重要事項説明書をWEB確認に換えて省略することを検討しています。